

脱炭素社会づくり促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する脱炭素社会づくり促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガス
- (2) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に準じ、別表1に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他知事が適当であると認める者
- (3) エネルギー多消費型設備 ボイラー、工業炉、空調設備及び自家発電設備
- (4) コージェネレーション設備 原動機等により発電を行い、その排熱を熱源として利用することにより、電気と熱を供給できるシステムを有する設備
- (5) 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場

(交付の目的等)

第3条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容及び要件、補助対象経費、補助率並びに交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容及び要件	補助対象経費	補助率	交付の相手方
脱炭素社会づくり促進事業費補助金	県内の事業所における温室効果ガス排出量の削減に資する設備への更新等を支援し、県内の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。	別表2に掲げる事業の内容及び要件	別表3に掲げる経費	別表4に掲げる補助率	別表5に掲げる要件の全てに適合する者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出部数	提出期限
脱炭素社会づくり促進事業費補助金交付申請書	様式第1号	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 誓約書 (4) 県税に滞納がないことの証明書 (補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの) (5) 事業所の所有者の承諾書（事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合） (6) 法人登記事項証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行された、現在事項証明書又は履歴事項全部証明書。）ただし、個人事業主である場合は税務署へ提出した開業届もしくは所得税の申告書の写し (7) 役員名簿 (8) 事業実施前後の設備能力や規格が分かる資料 (9) 事業の所要額の内訳が分かる資料 (原則3者以上の見積書を徴取すること) (10) 現行設備の設置状況写真及び設置位置図 (11) エネルギー使用量及びCO ₂ 排出量計算シート (12) その他知事が必要と認める書類	様式第2号 " 3号 " 4号	1部	知事が別に定める期日

2 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（別表3に掲げる経費区分ごとの配分の変更のうち、総事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ次の表に定める書類を提出し、知事の承認を受けること。この場合において、当該変更による補助額の増額は認めないものとする。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出部数
脱炭素社会づくり促進事業変更承認申請書	様式第5号	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他知事が別に定める書類	様式第2号 " 3号	1部

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助対象事業を廃止又は中止しようとする場合においては、事業廃止（中止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けること。

(4) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

（代表者等の変更届）

第6条 代表者又は所在地を変更したときは、直ちに代表者変更届（様式第7号）又は所在地変更届（様式第8号）に変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 合併等により企業等が事業を継承するときは、直ちに事業継承届（様式第9号）に合併契約書等事業継承を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者が、規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	様式	提出部数	提出期限
脱炭素社会づくり促進事業費補助金実績報告書	様式第10号	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 事業実施後の設備位置図 (4) 事業実施後の設備の写真 (5) 設備の確定仕様書（納品書等） (6) 事業費の支払いが分かるもの （現金払いしたことが分かる領収書の写し又は振込み払いしたことが分かるもの） (7) 補助対象事業に係る契約書、注文請書又は注文書の写し (8) その他知事が別に定める書類	様式第11号 " 12号	1部	知事が別に定める期日

（補助金の請求）

第8条 補助事業者が、規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
脱炭素社会づくり促進事業費補助金実交付請求書	様式第13号	(1) 振込先の口座内容がわかる書類 （通帳等の写し等）	1部	知事が別に定める期日

（補助金の経理等）

第9条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の収支簿等を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の適正管理)

第10条 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第14号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第15号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者に結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取り消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第14条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27（2015）年度分の補助金から適用する。

2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に交付の決定がなされた補助金に係るこの要領の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

(災害等があった場合の申請書類に関する特例)

3 知事は、補助金の交付を受けようとする者が、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害を受けた場合において、第3条第1項各号に掲げる書類の一部を提出することができないと認められる場合には、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書の提出をもって、相当の期間、当該書類の提出を猶予し、又は提出があったものとみなすことができる。

附 則

この要領は、平成27（2015）年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31（2019）年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

別表1 中小企業者の範囲（第2条関係）

業種	資本金基準	従業員数基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、 その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 資本金基準又は従業員数基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表2 補助対象事業の内容及び要件（第3条関係）

事業内容	要件	備考
1 既設の対象設備の更新		<ul style="list-style-type: none"> ・交付の対象となる設備は、未使用品であるものとする。 ・ESCO事業又はリース事業に該当するものを除く。
(1) 既設のエネルギー多消費型設備の更新（既設のボイラーの燃料転換を伴う更新を除く。）	次のいずれかの要件に該当すること ①当該設備から排出される温室効果ガスが従前と比べて年間10トン以上削減されること ②当該設備の温室効果ガス排出量が20%以上削減されること	
(2) 既設の照明設備のLED化	(1)と併せて実施する事業（補助対象経費が(1)の補助対象経費未満であるものに限る。）であって、次のいずれかの要件に該当すること ①当該設備から排出される温室効果ガスが従前と比べて年間10トン以上削減されること ②当該設備の温室効果ガス排出量が50%以上削減されること	
2 既設のボイラーの燃料転換を伴う更新	既設のボイラーを電化、ガス化又は木質バイオマス化すること	
3 コージェネレーション設備の設置		

別表3 補助対象経費（第3条関係）

経費区分	内容	備考
設計費	事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（消費税等及び事業計画書作成のための基本設計費を除く。）	左に掲げる補助対象経費の合計が、600千円以上の事業を対象とする。
機械装置等購入費	事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕及び据え付け等に要する経費（消費税等、土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）	
工事費	事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（消費税等、処分費用、建屋の新築及び増築等に係る経費を除く。）	

別表4 補助率（第3条関係）

事業内容	補助率	補助上限額
1 既設の対象設備の更新	補助率は別表3に掲げる補助対象経費の3分の1以内（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。	合計1,000千円
2 既設のボイラーの燃料転換を伴う更新		電化：3,000千円 ガス化又は木質バイオマス化：2,000千円
3 コージェネレーション設備の設置		1,000千円

別表5 交付の相手方（第3条関係）

1 県内に事業所を有する中小企業者等であること
2 県税の滞納がないこと
3 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれにも該当しないこと。 （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団 （2）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。） （3）法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
4 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること